

7

エレベーター

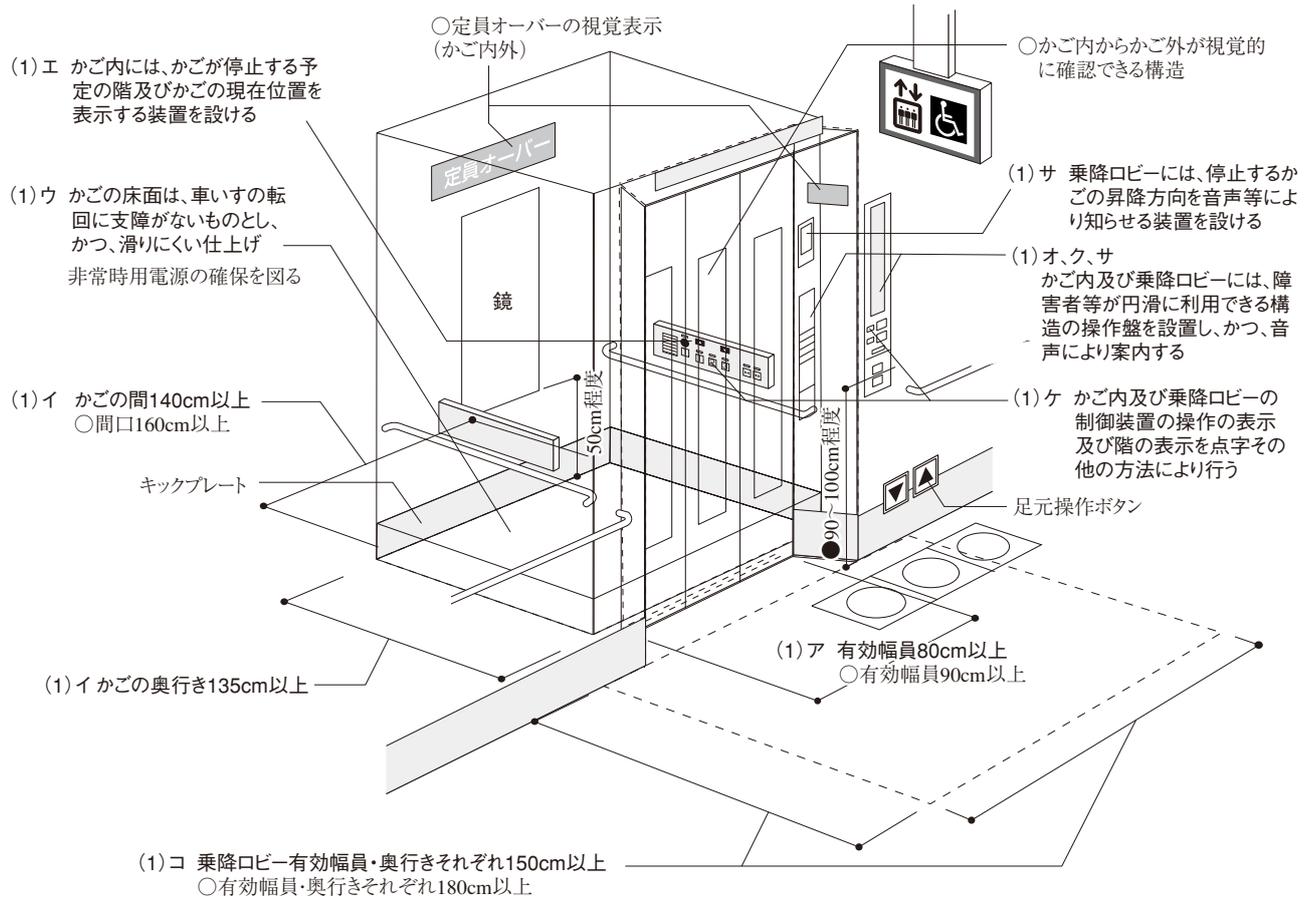
整備の基本的な考え方

- エレベーターは車いす利用者等にとって最も円滑に垂直移動できる設備である。エレベーターの設置にあたっては、設置場所等を十分考慮すること。
- 百貨店、集会施設及び劇場等同時に多数が利用することのあるエレベーターは、車いす利用者等が円滑に利用できるように台数を増やすこと。また、より大きなかご面積のエレベーターを採用する。
- エレベーターの操作盤(特に緊急通報ボタン)は車いす利用者、子ども、視覚障害者、高齢者等の利用に配慮する。

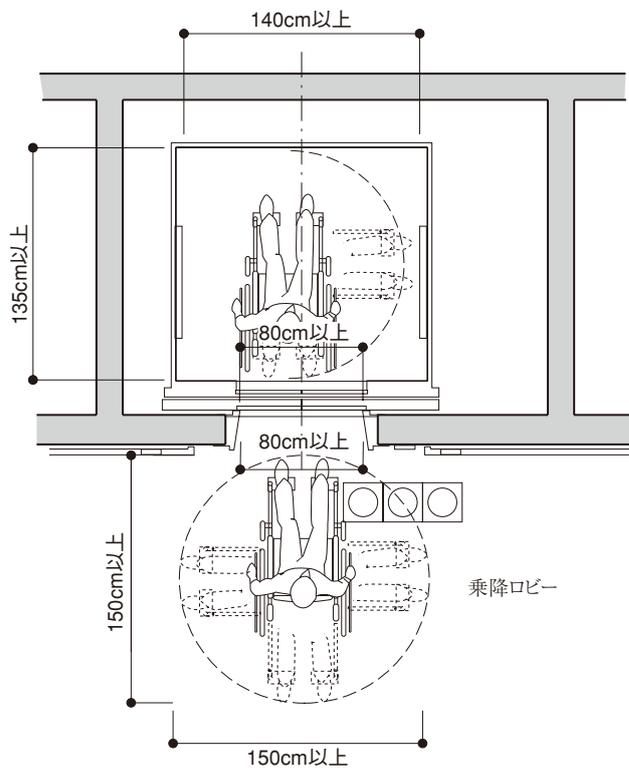
整備基準	解説	望ましい水準
(1)別表第1の1、4((3)から(5)までの施設に限る。)及び11((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300㎡以上の同表の4((6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が1,000㎡以上の同表の2、3、4((1)及び(2)の施設に限る。)、7、8((1)から(5)まで及び(7)から(17)までの施設に限る。)及び11((2)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000㎡以上で4階以上の階を有する同表の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有するものにあつては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ●「別表第1の1、4((3)から(5)までの施設に限る。)及び11((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、自動車教習所、図書館、博物館、地下街等 ●「同表の4((6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：集会場等、公民館 ●「同表の2、3、4((1)及び(2)の施設に限る。)、7、8((1)から(5)まで及び(7)から(17)までの施設に限る。)及び11((2)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：社会福祉施設、医療施設、学校、保育所、宿泊施設、商業施設(コンビニエンスストアを除く。)、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、体育館等 ●「同表の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設」：共同住宅、事務所、寄宿舎、工場、複合施設 	
ア 出入口の有効幅員及び構造	かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ○定員オーバーの視覚表示を行うこと。 ○かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ90cm以上とすること。(ガラス窓等) ○かご及び昇降路の出入口の戸に、ガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご内からかご外が視覚的に確認できる構造であること。(光電安全装置) ○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。
イ かごの広さ	かごは、間口140cm以上、奥行き135cm以上とすること。ただし、別表第1の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設において、車いす利用者及びその他の利用者が同時に利用できるかごを設ける場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ●「別表第1の9、10、11((8)及び(9)の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設」：共同住宅、事務所、寄宿舎、工場、複合施設
ウ 床面の形状	かごの床面は、車いすの転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。	
エ かご内の表示	かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	○聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置すること。

整備基準		解説	望ましい水準
オ かご内の音声装置	かご内には、かごが停止した階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	●スルー型の場合は、開閉する側の戸を音声で知らせる装置を設置すること。	
カ 鏡の設置	かご内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。		
キ 手すりの設置	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	●高さ75～85cm程度に設置すること。 ●握りやすい形状とすること。	
ク 制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、かご内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン(かご内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。)を設けること。	●操作盤のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。 ●車いす使用者が円滑に操作できる位置とは、高さ90～100cm程度である。	○縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列する。 ○非常用呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。 ○かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を設ける。
ケ 点字表示	かご内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと(小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設の場合を除く。)	●「小規模施設」 3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。 ●「別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10、及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、共同住宅、事務所、路外駐車場、寄宿舍、工場	○点字表示はボタンの左側を原則とする。
コ 乗降ロビー	乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。		○乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ180cm以上とすること。
サ 音声装置	乗降ロビーには、停止するかごの昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。		
(2) 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設((1)に該当する施設を除く。)にあっては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。			

□エレベーターの整備例



●かご内及び乗降ロビーの各寸法例



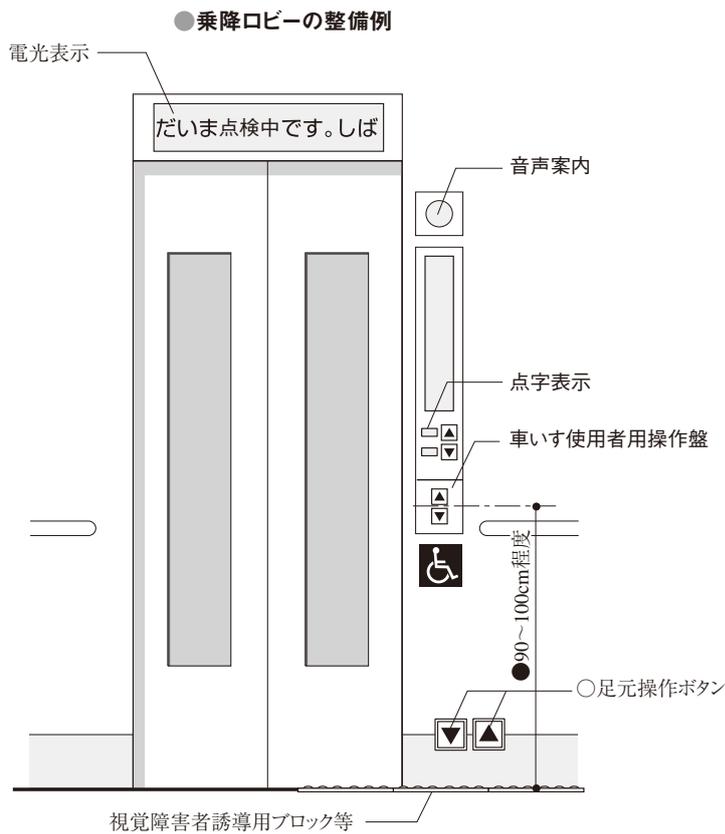
●足元操作ボタン例



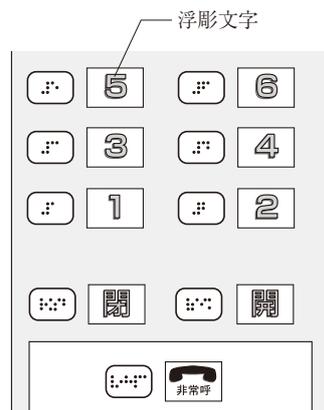
乗降ロビー



かご内



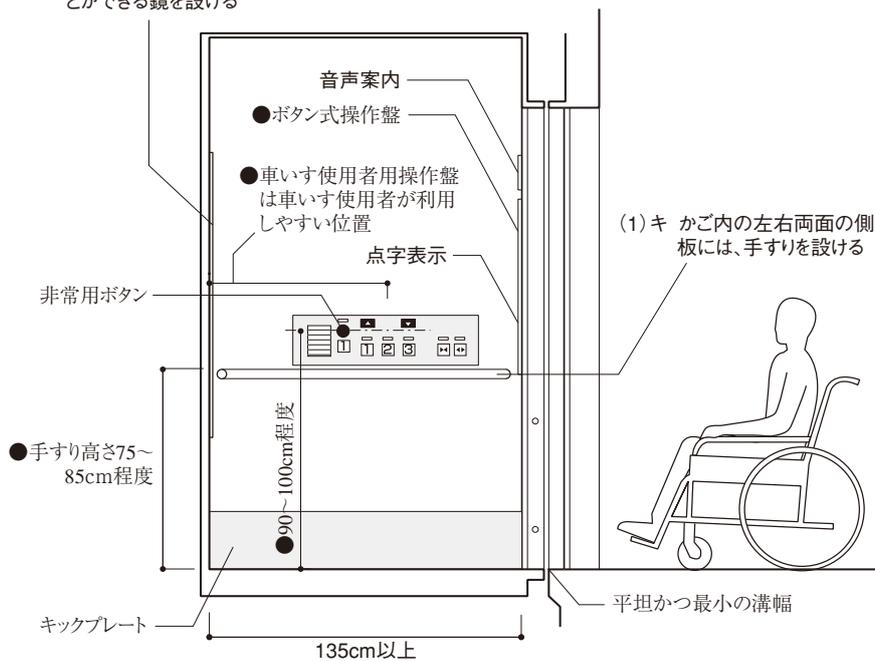
●かご内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例



- 縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。
- 非常用呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。

●かご内の寸法例

(1) かごの内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設ける



●階数ボタン(点字表示)

